

## 静岡県消費者基本計画（骨子案）

第3次静岡県消費者行政推進基本計画 2018 (H30) ～2021 (R3) 年度	第2次静岡県消費者教育推進計画 2018 (H30) ～2021 (R3) 年度	静岡県消費者基本計画（骨子案） （第4次静岡県消費者行政推進基本計画・第3次静岡県消費者教育推進計画） 2022 (R4) ～2025 (R7) 年度
<p>第1章 基本計画の策定に当たって</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の基本理念</li> <li>2 計画の性格</li> <li>3 計画の期間</li> <li>4 計画の体系図</li> </ol> <p>第2章 消費者を取り巻く状況</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消費者行政の状況</li> <li>2 第2次計画の成果と課題</li> <li>3 本県の消費者問題の状況</li> </ol> <p>第3章 消費者施策の展開の方向</p> <p><b>1 自ら学び自立し行動する消費者の育成</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費者教育の推進（重点）⇒第3章1へ拡充</li> <li>(2) 消費者啓発の強化⇒第3章1（4）へ</li> <li>(3) 暮らしに関する情報提供⇒削除</li> <li>(4) 環境に配慮した暮らし方の推進⇒第3章1（1）へ</li> </ol> <p><b>2 安全な商品・サービスの提供による安心の確保⇒第3章3へ</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 食の安全の確保（重点）</li> <li>(2) 製品等の安全の確保⇒第3章3（1）へ</li> <li>(3) 適正な取引の確保（重点）</li> <li>(4) 適正な表示の確保</li> </ol> <p><b>3 消費者被害の防止と救済⇒第3章2へ</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費者からの相談への対応と情報の提供</li> <li>(2) 見守り体制の強化（重点）</li> <li>(3) 事業者に対する指導⇒第3章3へ</li> <li>(4) 苦情処理と紛争解決</li> <li>(5) 多重債務問題への対応⇒第3章2（2）へ</li> </ol> <p>第4章 施策推進のための体制整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 多様な消費者問題に迅速に対応するための連携強化⇒第4章1へ</li> <li>2 県民生活センターの「センター・オブ・センターズ」としての機能充実⇒第3章4へ</li> </ol> <p>第5章 計画の実効性の確保⇒第4章へ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の推進と進捗管理</li> <li>2 進捗状況の評価の公表</li> </ol>	<p>第1章 計画の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画策定の趣旨</li> <li>2 計画の位置づけ</li> <li>3 計画の基本理念</li> <li>4 計画の目標</li> <li>5 消費者教育推進の基本的な方向</li> <li>6 計画の期間</li> </ol> <p>第2章 消費者を取り巻く現状と課題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会的な環境の変化</li> <li>2 第1次計画の取組と課題</li> <li>3 国の消費者教育の推進に関する動き</li> <li>4 市町における消費者教育の取組</li> </ol> <p>第3章 消費者教育の取組の視点と施策体系</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取組の視点</li> <li>2 施策の柱</li> </ol> <p>第4章 具体的な施策の展開</p> <p><b>1 消費者市民社会の理念の普及⇒第3章1（1）へ</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 多様な場における消費者市民社会の理念の普及</li> <li>(2) 持続可能な社会や環境に向けた県民意識の醸成</li> </ol> <p><b>2 消費者教育の担い手となる人材の育成⇒第3章1（3）へ</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費者教育の担い手のスキルアップ支援</li> <li>(2) 新たな担い手の養成</li> </ol> <p><b>3 トラブルの未然防止と消費者の自立支援⇒第3章1（2）へ</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 成年年齢の引下げとインターネットトラブルへの対応</li> <li>(2) ライフステージに対応した消費者被害の未然防止</li> <li>(3) 主体的かつ適切な消費生活を送るための自立支援</li> </ol> <p><b>4 地域における消費者教育の推進⇒第3章1（4）へ</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県民生活センターによる市町の取組支援</li> <li>(2) 地域の課題への対応</li> </ol> <p>第5章 計画の実効性の確保⇒第4章へ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の推進と進捗管理</li> <li>2 進捗状況の評価の公表</li> </ol>	<p>概要図</p> <p>第1章 基本計画の策定に当たって</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の基本理念</li> <li>2 計画の性格</li> <li>3 計画の期間</li> <li>4 計画の体系図</li> </ol> <p>第2章 消費者を取り巻く状況</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消費者行政の状況</li> <li>2 第3次静岡県消費者行政推進基本計画、第2次消費者教育推進計画の成果と課題</li> <li>3 消費生活をめぐる現状と課題</li> </ol> <p>第3章 消費者施策の展開の方向</p> <p><b>1 自ら学び自立し行動する消費者の育成【拡充】</b></p> <p>重点施策1：人が幸せになるエシカル消費の推進</p> <p>重点施策2：民法改正に対応した若者の消費者教育の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成</li> <li>(2) ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進</li> <li>(3) 消費者教育の担い手となる人材の養成</li> <li>(4) 市町と連携した消費者教育・啓発の推進</li> </ol> <p><b>2 消費者被害の防止と救済</b></p> <p>重点施策3：高齢者の見守り体制の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費者相談への対応と情報提供</li> <li>(2) 消費者の特性に対応した支援【拡充】</li> <li>(3) 苦情処理と紛争解決</li> </ol> <p><b>3 商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化【変更】</b></p> <p>重点施策4：事業者への指導・啓発の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 食の安全、製品等の安全の確保【統合】</li> <li>(2) 適正な取引の確保</li> <li>(3) 適正な表示の確保</li> </ol> <p><b>4 市町との連携体制の強化【新規】</b></p> <p>重点施策5：市町相談窓口の支援の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県民生活センターの機能充実</li> <li>(2) 市町相談窓口の支援</li> <li>(3) 事業者指導の早期・確実な実施</li> <li>(4) 消費者教育・啓発における連携の強化（再掲）</li> </ol> <p>第4章 推進体制と進捗管理【統合】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 推進体制</li> <li>2 進捗管理</li> </ol>

※ 点線で囲んだ部分が消費者教育に関する施策であり、新たな消費者基本計画では、点線で囲んだ部分が消費者教育推進計画となる。

## 静岡県消費者基本計画(骨子案)

第3次静岡県消費者行政推進基本計画 2018(H30)-2021(R3)年度	
現行計画	移動先
<b>第3章 消費者施策の展開の方向</b>	
<b>1 自ら学び自立し行動する消費者の育成</b>	
(1) 消費者教育の推進	
①「消費者市民社会」の理念の普及	第3章1(1)
②消費者教育の担い手となる人材の育成	第3章1(3)
③トラブルの未然防止と消費者の自立支援	第3章1(2)
(2) 消費者啓発の強化	
①啓発事業の強化	第3章1(4)
②消費者団体等への活動支援	第3章1(2)④
(3) 暮らしに関する情報提供	削除
①主体的に合理的な消費行動をとるための情報提供	
②くらしの理想郷「美しい“ふじのくに”」ならではの情報提供	
(4) 環境に配慮した暮らし方の推進	第3章1(1)②
①廃棄物の発生抑制	
②資源循環の確保	
③環境に優しいライフスタイルの確立	
<b>2 安全な商品・サービスの提供による安心の確保</b>	
<b>第3章3</b>	
(1) 食の安全の確保	第3章3(1)
①生産から流通までを通じた食の安全の確保	第3章3(1)①
②食に対する信頼の確保	第3章3(1)①
(2) 製品等の安全の確保	第3章3(1)
①製品・サービスの安全の確保	第3章3(1)②
②消費者事故情報の通知・注意喚起	第3章3(1)④
③消費者志向経営の普及	第3章1(1)①
(3) 適正な取引の確保	第3章3(2)
①事業者への指導・啓発	第3章3(2)①②
②適正な計量	第3章3(2)③
③災害時における生活物資の価格動向の把握	第3章3(2)④
(4) 適正な表示の確保	第3章3(3)
①選択に資する適正な表示の確保	第3章3(3)③
②事業者への指導・啓発	第3章3(3)①③

静岡県消費者基本計画(骨子案) (第4次静岡県消費者行政推進基本計画・第3次静岡県消費者教育推進計画) 2022(R4)-2025(R7)年度			
次期計画(案)	区分	備考	
<b>第3章 消費者施策の展開の方向</b>			
<b>1 自ら学び自立し行動する消費者の育成</b>			
(1) 持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成	拡充	◎消費者教育推進計画として位置づける	
①人が幸せになるエシカル消費の普及啓発	変更	◎福産品、フェアトレード、有機栽培、国産材・県産材、地場産業、コロナ禍における応援消費	
②環境に配慮したライフスタイルの普及啓発	新規	◎消費者志向経営はここで言及	
(2) ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進	拡充	◎カーボンニュートラル、6R、食ロスなどに言及。	
①学校等における消費者教育	変更		
②地域等における消費者教育	再編	◎小中学校⇒市町を支援	
③消費生活に関連するその他の教育との連携	再編	◎高校・特別支援学校・専門学校・大学⇒県が実施	
④消費者団体、NPO等多様な主体との連携	再編	◎「社会への扉」活用。消費生活センターや188の周知	
(3) 消費者教育の担い手となる人材の養成	再編	◎地域：高齢者や、その見守り者⇒市町を支援	
①消費者教育の担い手の資質向上	変更	◎家庭：高校生の保護者向け⇒県が実施	
②新たな担い手の養成	変更	◎職域：新社会人⇒県が実施	
(4) 市町と連携した消費者教育・啓発の推進	再編	◎よりきめ細やかに実施	
<b>2 消費者被害の防止と救済</b>			
(1) 消費者相談への対応と情報提供			
①相談員の確保と資質向上	拡充	◎指定消費生活相談員の設置 ◎新たな相談員の育成	
②高度化複雑化する相談への対応	変更	◎デジタル化・国際化への対応(例：ネット通販、キャッシュレス決済、SNSトラブル)	
③被害拡大防止のための情報提供		◎災害時・コロナ関連の相談に対応	
(2) 消費者の特性に対応した支援		◎災害時や感染症拡大時などに適切な情報提供	
①高齢者の見守り	拡充		
②障害のある方への見守り	拡充	◎安全確保地域協議会の設置	
③外国人に対する情報提供と相談体制の整備	拡充	◎やさしい日本語、かめりあとの連携	
④多重債務者への対応	統合	◎コロナによる生活困窮、ギャンブル依存症対応	
(3) 苦情処理と紛争解決			
①消費者団体訴訟制度			
②その他の紛争解決手段			

第3次静岡県消費者行政推進基本計画 2018(H30)-2021(R3)年度	
現行計画	移動先
<b>3 消費者被害の防止と救済</b>	<b>第3章2</b>
(1) 消費者からの相談への対応と情報の提供	第3章2(1)
①相談員の確保と資質向上	第3章2(1)①
②情報通信サービス等高度化複雑化する相談への対応	第3章2(1)②
③被害拡大防止のための情報提供	第3章2(1)③
④外国人に対する相談体制の整備	第3章2(2)③
(2) 見守り体制の強化	第3章2(2)
①高齢者への見守り	第3章2(2)①
②障害のある方への見守り	第3章2(2)②
③地域コミュニティづくりの活性化	第3章2(2)①
<b>(3) 事業者に対する指導</b>	<b>第3章3</b>
①不当取引行為防止のための指導	第3章3(2)①
②適正な表示のための指導	第3章3(3)①
③適正な事業活動促進のための指導	第3章3(1)③
(4) 苦情処理と紛争解決	第3章2(3)
①消費者団体訴訟制度	
②その他の紛争解決手段	
(5) 多重債務問題への対応	削除
①社会を見据えた対応	第3章2(2)④
②消費者問題連絡会議での情報共有	削除
<b>第4章 施策推進のための体制整備</b>	
1 多様な消費者問題に迅速に対応するための連携強化	第4章1(2)
<b>2 県民生活センターの「センター・オブ・センターズ」としての機能充実</b>	<b>第3章4</b>
①消費生活相談の対応力の強化	
②市町相談窓口の支援	
③事業者指導の早期・確実な実施	
④地域の消費者教育の拠点化	
<b>第5章 計画の実効性の確保</b>	<b>第4章2</b>
1 計画の推進と進捗管理	
2 進捗状況の評価と公表	

静岡県消費者基本計画(骨子案) (第4次静岡県消費者行政推進基本計画・第3次静岡県消費者教育推進計画) 2022(R4)-2025(R7)年度			
次期計画(案)	区分	備考	
<b>3 商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化</b>	<b>変更</b>		
(1) 食の安全、製品等の安全の確保	統合		
①生産から販売までの食の安全確保	変更		
②製品・サービスの安全の確保			
③適正な事業活動促進のための指導			
④消費者事故等の把握と通知	変更		
(2) 適正な取引の確保			
①不当取引事業者に対する処分・指導	変更		
②事業者への啓発・注意喚起	変更		
③適正な計量			
④災害時における生活物資の価格動向の把握			
(3) 適正な表示の確保			
①不当表示事業者に対する処分・指導	変更		
②表示適正化調査の実施	再編		
③事業者への啓発・注意喚起	変更		
<b>4 市町との連携体制の強化</b>	<b>新規</b>		
(1) 県民生活センターの機能充実	変更	◎指定消費生活相談員の設置	
(2) 市町相談窓口の支援			
(3) 事業者指導の早期・確実な実施			
(4) 消費者教育・啓発における連携の強化(再掲)	拡充	◎よりきめ細やかに実施	
<b>第4章 推進体制と進捗管理</b>	<b>統合</b>		
1 推進体制			
(1) 静岡県消費者行政推進本部の設置			
(2) 多様な主体との連携			
2 進捗管理			